

## 第25回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金)午前9時30分(全員協議会終了後)から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第48号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第49号

第 6 議 第137号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第138号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第139号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第140号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第141号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議 第142号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第12 議 第135号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第25回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番高橋孝博委員、議席4番佐々木一宏委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする事にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第48号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

資料1ページをご覧ください。報告第48号、令和4年1月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、利用権の設定について、1月再設定件数が21件、田173,738.4㎡、畑1,937㎡、利用権設定の合計が21件で、田173,738.4㎡、畑1,937㎡となります。利用権の移転については、1月利用権移転件数合計4件、田30,859㎡となります。詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで報告いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第49号、農地転用許可制限の例外確認願出についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きいただきまして、報告第49号、農地転用許可制限の例外確認願出について、申請件数は1件です。11ページをお開きいただきまして、申請者については、株式会社ジゴボッチャ代表取締役井上清人、所有者は●●です。土地については、大字高山字中里西1142-1の田んぼでございまして、3,078㎡のうち85㎡でございまして、土地の使用目的については、農道、進入路ということになります。別添の資料1で資料を付けておりますが、別添資料を開いていただきまして、願出書の届け出様式を添付しております。ここで訂正をお願いしますが、願出書の申請者●●とジゴボッチャの申請者の欄の下に、下記によって農地を耕作云々という文言がありまして、

その後に農地法施行規則第5条と記載されておりますが、こちら29条ですので訂正をお願いしたいと思っております。案件の内容について、別添資料1の3ページ開いていただいて、このあと5条で転用の申請もごさいますが、3ページの赤く囲ったところ、こちらをこのあと5条で申請する事業用地に向かう進入路、農道として利用したいということをごさいます。農地を農地以外に転用する場合には、農地転用の許可申請が必要ですが、農地に農業用施設の整備や農道、農業用排水路等に利用するなど200㎡までの計画であれば、先ほど申し上げた農地法施行規則第29条第1号により転用許可申請によらず、届け出により手続きを行うことができます。現地については、2月16日に市川委員と船山委員と事務局で行いまして、申請の内容を確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第137号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第137号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は10件です。なお、読み上げについては時間の関係上契約の内容、付記の読み上げは省略させていただきます。

1番●●、●●、大字中小松字荒小屋2564-1、田1, 563㎡。2番●●、●●、大字大塚字千谷西1942、田1, 385㎡、計田9筆12, 063。次のページをご覧ください。3番●●、●●、大字大塚字千谷西1856、田618㎡、計田4筆3, 047㎡。4番●●、●●、大字下小松字谷地2103、田3, 342㎡。5番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字高山字中里西1142-1、田3, 078㎡のうち1, 572㎡。6番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、株式会社ジゴボッチャ代表取締役井上清人、内容は5番と同じです。7番●●、●●、大字玉庭字象頭平6670-4、田1, 311㎡、計田3筆3, 658㎡。8番●●、●●、大字玉庭字象頭平6671-2、田1, 197㎡、計田7筆5, 416㎡。9番●●、●●、大字玉庭字下北谷地4420-1、田2, 200㎡、計田2筆2, 848㎡。10番●●、●●、大字吉田字千苺田6164、田3, 310㎡、計田6筆13, 932㎡、以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件全件について受理することに決定いたします。

日程第7、議第138号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

15ページをご覧ください。議第138号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は8件です。付記の読み上げは省略させていただきます。

1番●●、●●、大字上小松字神杉沢口5755、田612㎡。2番●●、●●、大字西大塚字筒源三3806-4、原野、現況田869㎡。3番●●、●●、大字西大塚字蔵久一3273、田、現況畑2,088㎡、計田3筆10,311㎡、畑1筆2,088㎡。4番●●、●●、大字大塚字谷地699、田1,623㎡。5番こちらが先ほどの全協の案件となります。●●、株式会社ビルドプロ代表取締役塚田和徳、大字下小松字根岸1335-2、畑9.91㎡、計畑7筆901.91㎡。6番●●、●●、大字下奥田字入生地1533、田243㎡。7番●●、●●、大字堀金字四ツ段1211-2、畑11㎡、計畑2筆34㎡。8番●●、●●、大字高山字鶴ノ木4191、田1,778㎡、計田4筆3,608㎡、以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博委員

番号1番であります。2月13日に推進委員の竹田推進委員と私のほうで現地調査して参りました。今回の申請は、贈与、受贈であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

続いて、番号2番から4番の件について、本職より報告いたします。番号2番について、2月18日齊藤推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われまます。農地の状況からみて10アール対価●●円は妥当と判断いたします。番号3番について、同じく2月18日齊藤委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われまます。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断いたします。番号4番について、2月12日推進委員平田委員が現地調査して参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われまます。農地の状況からみて総額●●円

は妥当と判断しますのでよろしく願いいたします。

次に、番号5番について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号5番について、2月17日に、推進委員荒井委員が現地調査をしました。今回の申請は、譲受人が空き家に付随した農地を取得するものです。譲受人からは、空き家に付随した農地取得に際し、5年以上契約して耕作する旨の誓約書や農用地利用計画書も提出されており、また周辺農地への影響はないと思われまます。農地の状況からみて、総額●●円は妥当と判断します。よろしく願いいたします。

議長 大沼 藤一

次に、番号6番から8番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号6番について、推進委員齋藤委員が申請人の方を確認しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないというふうに判断しております。農地状況からして総額●●円ということですが、妥当というふうに判断しております。続きまして番号7番であります。2月10日齋藤好三委員が、申請人に確認しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないというふうに判断しております。10アール対価であります、四ツ段1211-2が●●円、1211-6が●●円、妥当というふうに判断しております。続きまして番号8番について、2月14日竹田委員が申請人宅に行き確認しております。今回の申請は、贈与そして受贈であります。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないというふうに判断しております。よろしく願いいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を、許可することに決定いたします。

日程第8、議第139号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第139号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

申請件数は18件です。1番●●、●●、大字中小松字十王田2626-1、田5, 839㎡。2番●●、●●、大字中小松字荒小屋2564-1、田1, 563㎡、計田5筆14, 372㎡。3番●●、●●、大字大塚字千谷西1848、田2, 773㎡、計田2筆6, 510㎡。4番●●、●●、大字大塚字天神館983-3、田757㎡。5番●●、●●、大字高山字鹿小屋1670-1、畑298㎡。6番●●、●●、大字玉庭字下北谷地4420-1、田2, 200㎡、計田2筆2, 848㎡。7番●●、●●、大字玉庭字象頭平6670-4、田1, 311㎡、計田3筆3, 658㎡。8番●●、●●、大字玉庭字柏ノ木面3964-1、田3, 709㎡。次のページをご覧ください。9番●●、●●、大字玉庭字焼野平6710-67、田1, 244㎡、計田4筆11, 425㎡。10番●●、●●、大字玉庭字焼野平6710-53、田1, 269㎡、計田2筆6, 936㎡。11番●●、●●、大字玉庭字川添2539、田2, 154㎡。12番●●、●●、大字玉庭字川添2538、田2, 050㎡。13番●●、●●、大字玉庭字象頭平6673-21、田1, 505㎡、計田5筆6, 859㎡。14番●●、●●、大字玉庭字象頭平6671-2、田1, 197㎡、計田7筆5, 416㎡。15番●●、●●、大字上奥田字深沢口2908、田221㎡、計田9筆8, 165㎡。16番●●、●●、大字吉田字木ノ根関4278-2、田544㎡。17番●●、●●、大字吉田字十文字5952、田1, 041㎡、計田8筆2, 241㎡。18番●●、●●、大字洲島字樋越二67-1、畑26㎡、計畑2筆1, 877㎡。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の件に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告願います。

初めに番号1番、2番を議席3番高橋孝博委員より報告願います

委員 高橋 孝博

番号1番そして2番についてです。これも2月15日に推進委員の渡部推進委員と私のほうで現地調査して参りました。今回の申請は、離農、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業を行っており、また周辺の農地への影響もないと考えられます。農地の状況からみて10アール借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 大沼 藤一

次に番号3番、4番について本職より報告いたします。番号3番について、2月12日平田推進委員が現地調査して参りました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲

的に農業を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の現状からみて10アール借賃千谷西が●●円、熊野堂が●●円は妥当だと判断いたします。番号4番について、2月13日平田委員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみまして、10アール借賃●●円は妥当だと判断いたしますのでよろしくお願ひいたします。

次に番号5番について、議席1番鈴木秀男委員より報告願ひます。

#### 委員 鈴木 秀男

番号5番について、2月14日竹田委員が現地調査しております。今回の申請は、経営規模縮小と経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響ないと判断いたします。農地の状況からみて、10アール●●円の賃借料は妥当というふうに判断しておりますのでよろしくお願ひいたします。

#### 議長 大沼 藤一

次に番号6番から14番まで議席6番市川博幸委員より報告願ひます。

#### 委員 市川 博幸

番号6番から9番については、2月10日に推進委員の須貝委員が現地調査しました。今回の申請は、6番、7番が貸し直し、経営規模拡大、8番、9番が経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10アール借賃について、6番が●●円、7番が●●円、8番が●●円、9番が柏ノ木面が●●円、焼野平は●●円は妥当だと判断いたします。続きまして10番については、2月12日に須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地状況からみて10アール借賃、柏ノ木面が●●円、焼野平が●●円は妥当だと判断します。続きまして、11番、12番についてです。同じ12日に推進委員の須貝委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺への影響はないと思います。農地状況からみて10アール借賃●●円は妥当だと判断します。続きまして番号13番についてです。2月12日に須貝推進員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺への影響はないと思います。農地状況からみて●●円は妥当と判断します。続きまして14番についてです。2月12日に須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、賃借総額●●円は妥当と判断します。よろしくお願ひします。

#### 議長 大沼 藤一

次に番号15番について議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

15番について、2月11日推進委員後藤委員と●●が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10アール当たり借賃●●円は妥当だと判断いたします。よろしくお願いいいたします。

議長 大沼 藤一

最後に番号16番から18番までを議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号16番について、2月15日高梨推進委員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10アール借賃●●円は妥当だと判断いたしております。続いて17番について、2月14日、これも高梨委員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10アール借賃●●円は妥当だと判断いたします。次に最後番号18番について、2月の11日私が調査しております。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10アール借賃●●円は妥当だと判断いたします。よろしくお願いいいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第140号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第140号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったの



で委員会の可否を求める。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は3件です。

1番●●、●●、大字西大塚字高田三2093-1、畑188㎡、計畑4筆2, 528㎡。2番●●、●●、大字東大塚字台一400-2、畑62㎡、計畑3筆200㎡。3番●●、●●、大字堀金字樽庭859-1、田43㎡、計田11筆21, 376㎡、畑1筆377㎡。以上今回の申請について、借り人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番、2番の件について、本職より報告いたします。

番号1番について、2月18日齋藤委員が現地調査して参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。借り人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。番号2番について、2月12日平田委員が現地調査しております。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、借り受です。借り人は、意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

続いて番号3番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願ひます。

委員 鈴木 秀男

番号3番について、2月10日、齋藤委員が賃借人の現地調査をしております。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、借り受であります。借り人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺の農地への影響はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第141号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

24ページをお開きください。議第141号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権移転について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請は1件です。

譲渡人●●、譲受人、●●、土地については大字洲島字三ツ井5972-1の畑で496㎡、計畑2筆772㎡。使用目的は、一般住宅建築と貸し駐車場ということになります。別添資料No.2の用地転用補足資料で補足いたしますと、別添資料の3ページの部分が今回の申請地となりまして、農地区分は第1種農地と判断いたします。土地利用計画図については、5ページのとおりであり、図のとおり住宅部分に使う分と貸し駐車場に使う分ということで分かれてございます。貸し駐車場については、申請者の父が経営する会社の駐車場として一部使用貸借するための申請です。事業費は●●円でございます、全額融資で調達するようです。融資証明により確認しております。污水排水等は合併浄化槽で、雨水は地下浸透です。周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号1番については、令和4年2月16日に船山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、洲島地内にある畑であり、一般住宅の新築と事業用の駐車場とするための申請です。転用後の造成については約20センチメートルの盛土を行い、土留めで法面を保護するなど周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程11、議第142号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

25ページをお開きください。議第142号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見に

ついて、下記の者から農地の転用に伴う使用貸借権の設定について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請は1件です。貸し人●●、借り人、株式会社ジゴボッチャ代表取締役井上清人、土地については、大字高山字中里西1142-1、地目は田んぼで3,078㎡のうち1,487㎡でございます。使用目的は乾燥調整施設を建築するということとなります。また別添資料で補足させていただきます。別添資料の8ページの部分が今回の申請地でございます、こちらも農地区分は第1種農地と判断いたします。土地利用計画図については、10ページ、一最後のページですが、農業法人で使用する乾燥調整施設用地として利用するための申請でございます。事業費は総額で●●円でございます、全額融資で調達する計画です。融資証明書により確認しております。汚水排水等は排水同意不要でございます、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もないため、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に担当委員より現地調査等の結果について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号1番については、2月16日に舩山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は高山地内にある田であり、乾燥調整施設用地として利用するための申請です。転用後の造成については、約50センチメートルの盛土を行います、法面は植生で保護する計画であり、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。よろしく願います

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程12、議第143号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

26ページをご覧ください。議第143号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

27ページをご覧ください。利用権設定各筆明細ということで、番号、利用権を設定する者、土地、利用権の設定を受ける者、10アール借賃、備考の順で読み上げさせていただきます。なお、備考については時間の関係上、省略させていただきます。8548番、●●、計田24筆2, 625. 26㎡、●●、●●円。続きまして、8549番●●、計田13筆21, 069. 04㎡、●●、●●円。8550番●●、計田2筆3, 467㎡、●●、●●円。8551番●●、計田7筆2, 775. 98㎡、●●、●●円。8552番●●持ち分2分の1、●●持ち分2分の1、計田3筆11, 904㎡、●●、●●円。8553番●●、計田6筆15, 358㎡、●●、●●円。8554番●●、田1, 355㎡、●●、●●円。8555番●●、計田8筆19, 046㎡、●●、こちら坂下壱から3筆が●●円、それ以外が●●円です。8556番●●、田1, 007㎡、●●、●●円。8557番●●、田1, 189㎡、●●、●●円。8558番●●、計田3筆11, 166㎡、●●、●●円。8559番●●、計田5筆6, 120㎡、●●、●●円。8560番●●、計田12筆12, 435㎡、●●、●●円。8561番●●、田1, 693㎡、●●、●●円。8562番●●、計田7筆28, 181㎡、畑2筆1, 937㎡、●●、田が●●円、畑が●●円です。8563番●●、計田3筆4, 889㎡、●●、●●円。8564番●●、計田4筆3, 179㎡、●●、●●円。8565番●●、計田6筆13, 122㎡、●●、●●円。8566番●●、計田3筆6, 641㎡、●●、●●円。8567番●●、計田2筆4, 471㎡、●●、●●円。8568番●●、計田2筆12, 631㎡、●●、●●円。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第25回川西町農業委員会総会を閉会いたします。